

◎新潟県告示第501号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり施行する。

平成25年4月2日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 施行者の名称

新潟県

2 都市計画事業の種類及び名称

(1) 種類 新潟都市計画及び燕弥彦都市計画下水道事業

(2) 名称 西川流域下水道（西川処理区）

3 事業施行期間

平成5年6月8日から平成31年3月31日

4 事業地

(1) 収用の部分

平成五年建設省告示第千三百七十七号、平成八年建設省告示第二千三百九号、平成十年建設省告示第千五百四十二号、平成十二年建設省告示第千二百三号、平成十四年北陸地方整備局告示第四十四号、平成十八年北陸地方整備局告示第百十三号、平成二十年北陸地方整備局告示第三十七号の事業地のうち新潟市西蒲区高橋字ヤマハリ、針ヶ曾根及び中之口並びに西区新通字フケ、小新字大通及び板井字本田並びに南区七穂字七穂及び味方字二号並びに燕市吉田鴻巣字箱根及び下粟生津字下組地内において事業地を変更し、新潟市西蒲区河間を削る。

(2) 使用の部分

平成五年建設省告示第千三百七十七号、平成八年建設省告示第二千三百九号、平成十年建設省告示第千五百四十二号、平成十二年建設省告示第千二百三号、平成十四年北陸地方整備局告示第四十四号、平成十八年北陸地方整備局告示第百十三号及び平成二十年北陸地方整備局告示第三十七号の事業地のうち、新潟市南区西白根字江向地内において事業地を変更する。